

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 特許業務法人銀座マロニエ特許事務所 様 あて名 〒104-0061 日本国東京都中央区銀座2丁目8番9号木挽館銀座ビル		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
		発送日 (日.月.年) 31.05.2016	
出願人又は代理人 の書類記号 GH2805-PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2016/056661	国際出願日 (日.月.年) 03.03.2016	優先日 (日.月.年) 05.03.2015	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61B5/0408(2006.01)i, A61B5/0478(2006.01)i, A61B5/0492(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) ニプロ株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 17.05.2016			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 樋熊 政一 電話番号 03-3581-1101 内線 3292	2Q	4460

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	_____	有
	請求項	1-6	無
進歩性 (IS)	請求項	_____	有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-6	有
	請求項	_____	無

2. 文献及び説明

文献 1

JP 2013-111361 A (財団法人ヒューマンサイエンス振興財団) 2013.06.10, 段落30、40-43、50、図16-17 & WO 2013/080992 A1

文献 2

JP 2006-34429 A (オリンパス株式会社) 2006.02.09, 段落26-28、図7-8 & US 2008/0027345 A1、段落141-146、図21-22 & WO 2006/001276 A1 & EP 1767147 A1

文献 3

JP 2006-094979 A (木村 晶朗) 2006.04.13, 請求項1-2、段落1-24、図1-9 (ファミリーなし)

文献 4

EP 2172152 A1 (NEDERLANDSE ORGANISATIE VOOR TOEGEPAST-NATUURWETENSCHAPPELIJK ONDERZOEK TNO) 2010.04.07, 段落1-2、5、8-15、図1-3 (ファミリーなし)

文献 5

JP 2003-520094 A (インストルメンタリウム コーポレイション) 2003.07.02, 請求項1、6、13、15、段落3、14-17、28、31、35、図1-4 & US 2004/0054393 A1、請求項1、6、13、15、段落3、28-32、42、46、50、図1-4 & WO 2001/052731 A1

[備考欄参照]

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

- ・請求項 1、3-4、6
- ・文献 1

請求項1、3-4、6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献1には、橢状部材が、ベース部材（基底部50）に沿って、その橢状部材の長手方向（図16、17の紙面左右方向）と交差する方向（図16、17の紙面奥行き方向）に並べられ、前記複数の橢状部材は各々、その橢状部材の長手方向に互いに整列する複数の橢歯部（接触部70）を有する脳波検出用電極（脳波測定用電極40）が開示されている（特に、段落30、40-43、50、図16-17を参照。）。

また、文献1には、ベース部材と橢状部材とが同じ材料によって一体的に形成されており、これらの部材が導電性の部材からなることも示されている（段落30参照）。

そして、文献1の図16には、橢歯部を同心円状に配置することにより、橢歯部が紙面奥行き方向に千鳥状に交互にずれて整列するように配置する構成も示されている。ここで付言すると、いかなる橢歯部の群を橢状部材と把握するかに応じて、図16に示される複数の橢状部材の橢歯部は、直線的に整列するように配置されているとも、千鳥状に交互にずれて整列するように配置されているとも認めることができる。

よって、請求項1、3-4、6に係る発明は、文献1に記載されているので、新規性を有しない。

また、文献1には、図17に示される、橢状部材（「くし状の配置（列）」を有する「突出部60」；段落50参照）が、ベース部材に沿って、その橢状部材の長手方向と交差する方向に並べられている構成において、「図17に示すように、くし状の配置（列）を、複数有するように形成されてもよい。突出部60は、くし状の配置で、一列に形成してもよい。図17は変形例4に係る脳波測定用電極40の全体の一部を切り出して説明した図であり、基底部50の断面を表すハッチングを省略した。」（段落50）と記載されており、図17に示される構成を、紙面奥行き方向にさらに配列し、複数の橢状部材の橢歯部が紙面奥行き方向に千鳥状に交互にずれて整列するように配置することについても、当業者が適宜行い得る事項にすぎない。

- ・請求項 1、3-4、6
- ・文献 2

請求項1、3-4、6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献2に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献2の「先端部23a」（段落28参照）は、本願発明の複数の「橢歯部」に相当する（特に、段落26-28、図7-8を参照。）。

そして、文献2の橢歯部は格子状に配置されているが、いかなる橢歯部の群を橢状部材と把握するかに応じて、複数の橢状部材の橢歯部が、直線的に整列するように配置されているとも、千鳥状に交互にずれて整列するように配置されているとも認めることができる。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

- ・請求項 1、3-5
- ・文献 3

請求項1、3-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献3に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献3の略板状の「逆U字型金属部材2」は、本願発明の「櫛歯部」に相当する（特に、請求項1-2、段落1-24、図1-9を参照。）。

そして、櫛歯部と共に脳波検出用電極を構成し（段落10参照）、櫛歯部が一体に又は固設されて成型されている「台板1」は、導電性を有する蓋然性が高く、文献3の「台板1」は、本願発明の「ベース部材」に相当する。

或いは、このような「台板1」を、導電性を有する部材により構成することは、当業者が容易に想到し得る事項である。

そして、文献3の櫛歯部は格子状に配置されているが、いかなる櫛歯部の群を櫛状部材と把握するかに応じて、複数の櫛状部材の櫛歯部が、直線的に整列するように配置されているとも、千鳥状に交互にずれて整列するように配置されているとも認めることができる。

- ・請求項 1-4、6
- ・文献 4

請求項1-4、6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献4に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献4の「base part 1」は、本願発明の「ベース部材」に相当する。そして、格子状に配置されている「teeth 3」の内、その一列分は、本願発明の「櫛状部材」に相当する（特に、段落1-2、5、8-15、図1-3を参照。）。

そして、文献4の櫛歯部は格子状に配置されているが、いかなる櫛歯部の群を櫛状部材と把握するかに応じて、複数の櫛状部材の櫛歯部が、直線的に整列するように配置されているとも、千鳥状に交互にずれて整列するように配置されているとも認めることができる。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

- ・請求項 1-4、6
- ・文献 5

請求項1-4、6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献5に記載されているので、新規性、進歩性を有しない。

引用文献5の「スパイク12の基部」、先が尖った「スパイク12」はそれぞれ、本願発明の「ベース部材」、「櫛歯部」に相当する（特に、請求項1、6、13、15、段落3、14-17、28、31、35、図1-4を参照。）。

そして、文献5には、ベース部材と櫛歯部とを同じ材料から形成することや（請求項1、段落15、図4F参照）、費用を考慮し、ベース部材や櫛歯部をプラスチック材料により形成すること（請求項13、段落15、31参照）、ベース部材やスパイク部材の表面を良伝導性金属により被覆すること（請求項15、段落16-17、図4F参照）も示されている。

そして、文献5の櫛歯部は格子状に配置されていることが示唆されているが、いかなる櫛歯部の群を櫛状部材と把握するかに応じて、複数の櫛状部材の櫛歯部が、直線的に整列するように配置されているとも、千鳥状に交互にずれて整列するように配置されているとも認めることができる。